

# パテントスナップショット

---

## アジアパシフィック



● Jurisdictions with physical offices and/or direct filing

● Other jurisdictions serviced

# 内容

概要	4
オーストラリア	6
バングラデシュ	8
ブルネイ	10
中華人民共和国	12
香港	15
インド	17
インドネシア	20
マレーシア	22
モンゴル	24
ネパール	26
ニュージーランド	28
パキスタン	30
パプアニューギニア	32
フィリピン	34
シンガポール	36
大韓民国	38
スリランカ	40
台湾	42
タイ王国	44
ベトナム	46

# 概要

国・地域	特許の保護対象						ダブル パテント	異議申立		存続 期間 延長	外国 願 許	並行輸 入		臨床 実験 デー タ独 占 (年)	特許 リン ケージ	ASPEC 加盟	PPH
	化合物	第一医薬用途	第二医薬用途	治療方法	コンピュータ プログラム	ビジネス モデル		特許前	特許後			全ての製品	医薬品以外の全 ての製品				
オーストラ リア	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×	○ (5)	×	×	EPO, GPPH
バングラデ シュ	○	×	×	×	×	×	×	○ (期限有)	×	○	×	×	×	×	×	×	-
ブルネイ	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	-	○	×	○	○	-
中国	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	-	○ (6)	○	×	JP, US, DE, KR, RU, FI, DK, AT, MX, PL, CA, SG, MY, PT, ES, EPO, GB, SE, IL, HU, IS, IP5
香港	○	○	○	×(**)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-
インド	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	-	×	×	×	-
インドネ シア	○	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	-	×	○	○	JP
マレーシア	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	-	○ (5)	×	○	JP, CN, EPO

国・地域	特許の保護対象						ダブル パテント	異議申立		存続 期間 延長	外国 願 許	並行輸 入		臨床 実験 デー タ独 占 (年)	特許 リン ケージ	ASPEC 加盟	PPH
	化合物	第一医薬用途	第二医薬用途	治療方法	コンピュータ プログラム	ビジネス モデル		特許前	特許後			全ての製品	医薬品以外の全 ての製品				
モンゴル	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	-	×	×	×	-
ネパール	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	-
ニュージー ランド	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	-	○	○ (5)	×	×	GPPH
パキスタン	○	×	×	×	×	×	×	○ (期限有)	×	×	○	×	×	×	×	×	-
パプア ニュー ギニア	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×	○	-	×	×	×	-
フィリピン	○	○	(*)	×	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○ (2-5)	×	○	US, KR, JP, EPO
シンガ ポール	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	-	○	○ (5)	○	○	CN, MX, EPO, GPPH
大韓民国	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	×	○	-	×	○	×	MX, PH, TW, VN, IP5, GPPH
スリランカ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	-	×	×	×	-
台湾	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	-	○ (5)	×	×	US, JP, ES, KR
タイ	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	JP
ベトナム	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	-	○ (5)	×	○	JP, KR

(\*) 詳細については 34ページの権利化手続きの項目をご参照ください。 (\*\*) 場合によりソフトウェアは特許可能

# オーストラリア



首都: キャンベラ

人口: 23,470,145 (2018年7月推定)

言語: 英語

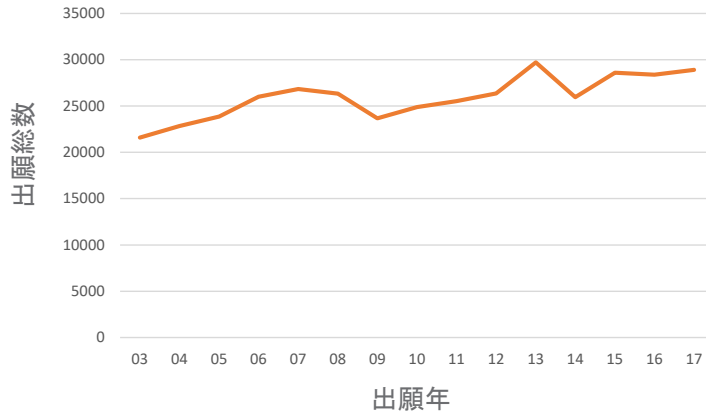
面積: 7,741,220 km<sup>2</sup>

通貨: オーストラリア・ドル (AUD)

法制度: 英米法

## オーストラリア

### 出願統計



Source: IP Australia, March 2019  
WIPO Statistics Database, March 2019

### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第17位

### 権利行使

- > 権利行使の実現性のある国
- > 仲裁、調停、和解を通じた裁判外紛争処理が可能
- > 侵害に対する救済 - 損害賠償、不当利得返還、差止
- > 善意の侵害者による抗弁
- > 根拠のない脅しに対する救済が可能

### 権利化手続き

- > PCT出願のオーストラリアへの移行期限: 31ヶ月
- > 特許の保護対象 - その内容が「経済発展の分野」で「人工的に造られた形態」をもたらせば、概ね全てのものが保護対象となる。しかし計画、案、または純粋なビジネスメソッドなどはこの条件に当てはまらない。加えて、人間およびその生成に関する生物学的方法は保護対象外となる
- > 2013年に新しく記載・サポート要件が導入された。法廷はUKおよびEPOの判例を参考にしている
- > 最初の審査報告の日付から許可までの期限は12ヶ月(延長不可)
- > PCT移行を含む、出願人の制御不能な誤りや不作為による期限徒過の際の寛容な期間延長
- > 補正はいつでも可能、許可後を含む(ただし、新規事項の追加は不可かつ補正には十分なサポートが必要)

- > 自発的な分割出願が可能
- > 20番目以降のクレームには特許付与時に超過料金有り
- > 先行公開については12ヶ月のグレースピリオド有り

#### その他

- > 特許前異議申し立て - 可能
- > 実験的な使用が除かれる
- > 存続期間の延長 - 可能
- > バイオ後続品の承認 - 可能
- > 並行輸入 - 単純ではないが、特定の条件下で可能
- > 外国出願許可 - 不要
- > 医薬品データ独占法 - 5年間のデータ独占
- > 欧州特許庁とPPHあり
- > グローバルPPH参加国

# バングラデシュ

首都: ダッカ

人口: 159,453,001 (2018年7月推定)

言語: ベンガル語 (公用語)、英語

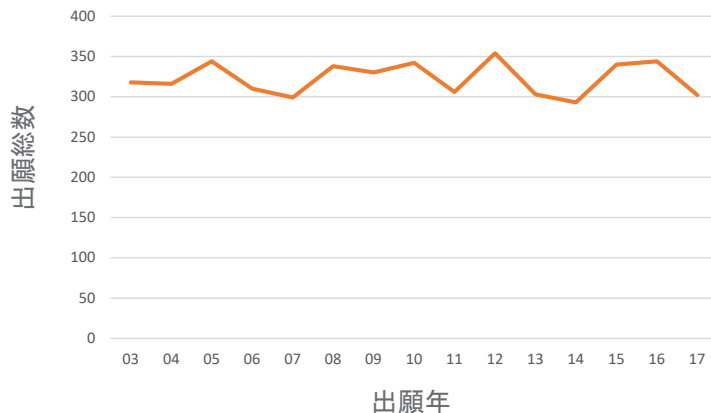
面積: 148,460 km<sup>2</sup>

通貨: タカ (Tk.)

法制度: 英米法

## バングラデシュ

### 出願統計



Source: WIPO Statistics Database, March 2019  
Department of Patents, Designs and Trade Marks, March 2019

### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第124位

### 権利行使

- > 特許権は裁判所にて行使可能
- > 裁判所は裁判手続きの中で独立した技術専門家を指名することができる
- > 紛争は裁判外紛争処理 (ADR) を通して和解可能
- > 侵害に対する救済 - 損害賠償、不当利得返還、差止
- > 善意の侵害者による抗弁
- > 根拠のない脅しに対する救済が可能

### 権利化手続き

- > 特許の保護対象 - 全ての新規生産または発展
- > 使用クレームは認められない
- > クレームの補正は手続きおよび実体審査の間中、可能
- > 補正における「追加事項」は厳しく審査される
- > 実体審査が行われる前であれば自発的な分割出願が可能。審査報告書が発行された後は発明の単一性に対する拒絶理由があった場合のみ分割出願が可能



## その他

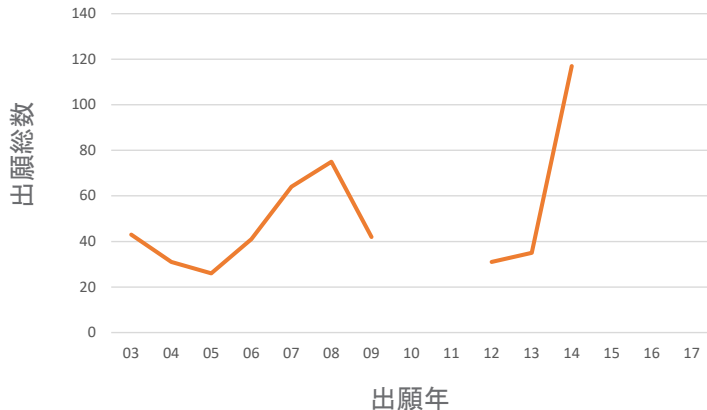
- > PCT未加盟国
- > 異議申立は特許査定後、特許付与の前に可能
- > 発明の改善または改良に関して追加特許が可能
- > 存続期間の延長- 政府の裁量により可能
- > バングラデシュにおける特許品の需要が適切な範囲かつ合理的な条件で満たされていない場合、強制ライセンスが適用される場合あり

# ブルネイ

首都: バンダルスリブガワン  
人口: 450,565 (2018年7月推定)  
言語: マレー語 (公用語)、英語、中国語  
面積: 5,765 km<sup>2</sup>  
通貨: ブルネイドル (BND)  
法制度: 英米法

## ブルネイ

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第55位

### 権利行使

- > 2012年1月1日に特許法が施行され、直接出願ができるようになった。2012年1月1日まではシンガポール、マレーシアまたは英国特許の再登録によりブルネイ特許登録を得ていた
- > 独自に審査された特許件数は未だ少数
- > 侵害に対する救済 - 訴訟費用または不当利得に基づく損害賠償、差止、侵害品の引き渡し命令
- > 善意の侵害者による抗弁
- > 根拠のない脅しに対する救済が可能

### 権利化手続き

- > PCT出願のブルネイへの国内移行期限: 30ヶ月
- > 特許の保護対象-全ての対象が特許可能。ただし、人間または動物の体を対象にした外科手術、治療法または診断の処置方法、ならびに侮辱的な、道徳に反する、または反社会的な行動を助長する発明を除く
- > 以下の3つの方法のうちの一つにより特許付与が可能:
  - ブルネイでの現地調査および審査を請求
  - 承認された国による調査報告書 (国際調査報告書を含む) に基づいて審査請求
  - 承認された国による最終審査結果に依拠して特許付与

- > 「追加事項」に関する制限は欧州特許庁と同等に厳格
- > ダブルパテントは無効事由となり得る
- > 自発的な分割出願が可能

#### その他

- > 特許前・特許後の異議申立制度はなし
- > 存続期間の延長 - 可能
- > 並行輸入 - 特定の条件下における医薬品以外で可能
- > 外国出願許可 - 違反は刑事犯罪となるため必要
- > 医薬品分野の特許リンケージあり
- > ASEAN特許審査協力 (ASPEC) 参加国
- > 再登録の場合、ブルネイ特許の存続期間はUK、マレーシアまたはシンガポール特許の登録日から20年

# 中華人民共和国



首都：北京

人口：1,384,688,986 (2018年7月推定)

言語：標準中国語（北京語）（簡体字）

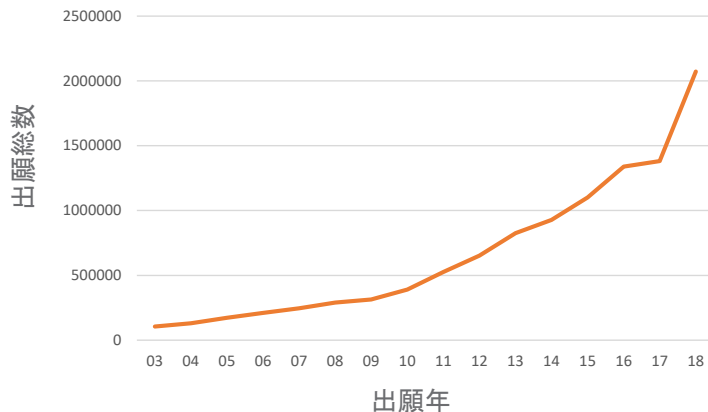
面積：9,596,960 km<sup>2</sup>

通貨：人民元（CNY）

法制度：成文法

## 中華人民共和国

### 出願統計



Source: WIPO Statistics Database, March 2019  
State Intellectual Property Office (SIPO) of P.R.C., March 2019

### 重要な事項

- > 特許出願件数が多く、増加率は二桁(2015年で1,101,864件)
- > 職務発明条例および規定は中国での職務発明により発生するすべての特許出願に影響を及ぼす
- > 昨年の特許訴訟件数は多く、一昨年と比較しても増加しており、現在、世界の主な知的財産国の中でも中国が重要な存在であることを示唆している。さらに中国で提起された知的財産訴訟の大部分が国内の当事者によるものであることからわかるように、中国ビジネスは近年、知的財産システムの「参加者」から「利用者」へと変わってきている
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート(2017年/2018年)知的財産保護の項目にて世界第49位

### 権利行使

- > 知的財産権の行使について、小さいが顕著な改善が見られる。これは中国を革新的な国にしようとしている中央政府による戦略的な動きによる
- > 未だ改善が必要な特許侵害訴訟の問題点として、証拠保全に関する問題、裁判所によるサポート不足、そして煩わしい形式要件などが挙げられる
- > 侵害訴訟手続きの終結は迅速であるものの、他の国と比較しても侵害訴訟の準備には多くの労力と戦略的な配慮が要求される。
- > 特に小規模な企業の被告が裁判所の判決内容の執行を回避することは困難

- > 侵害に対する救済 - 侵害者の利益、特許権者の損失または確立された特許権使用料に基づく損害賠償。しかし、多くの場合は法定額(160,000米ドル未満)に限定される
- > 現在議論中の第4次特許法改正にて三倍賠償の導入を検討中
- > 特許における仮差止は困難だが、現在改善の傾向あり

#### 権利化手続き

- > PCT出願の中国への国内移行期限：30ヶ月（有料で2ヶ月の延長可・翻訳文を完成させる必要あり）
- > 特許の保護対象- 人間または動物を対象にした診断および治療方法、ならびに動物または植物の品種などは特許の対象に含まれない
- > 次のものに対して厳格な審査基準あり：
  - バイオテクノロジー分野で保護される対象
  - 開示義務違反およびクレームの範囲に関するデータのサポート要件(例えば生物試験に関するデータ)
  - 医薬品またはその他の生科学分野において進歩性があることの証明
  - 許容される「追加事項」(欧州特許庁と同等)
- > ダブルパテントは無効事由となり得る
- > 自発的な分割出願は限定された範囲内で可能

- > 実用新案特許および意匠特許も可能：
  - 実体審査なし、明らかな新規性欠如、あるいは悪意の出願ではないかのみがチェックされる
  - 6~9ヶ月以内に権利が得られ、最長で10年間の保護
  - 特許性は権利行使の際に問題となる；実用新案特許の進歩性要件は発明特許より寛大
  - 方法クレームは実用新案特許の対象外

#### その他

- > 特許前・特許後の異議申立制度はなし
- > 無効化手続きにおける補正には厳しい制限あり
- > 存続期間の延長 - 現在は不可、しかし革新的な医薬品については協議中
- > 技術の輸入および輸出の制限あり（禁止および制限された技術のカatalogあり）
- > 医薬品産業で重要となる特許リンケージ、データ保護そして情報システムのセキュリティなどに関する新条例が起案されている
- > 中国で生まれた発明が外国で出願される場合、秘密保持審査を受けなければならない
- > 発明を特許で保護することは一部の規制された分野(例えば医薬品)において、価格設定および入札手続きのために重要である。

- > 並行輸入 - 特許権侵害はない
- > 医薬品データ独占法 - 原出願人によって提出されたデータに対する6年間のテストデータ保護が可能で、現在効率化を図り範囲を補正するための改正を検討中
- > 特許リンケージ - ジェネリック医薬品は関連特許を申告する必要があり、その結果、特許権満了前の登録は不可だが、これも現在効率化と特許法へのより強いリンクを図るため改正を検討中
- > 日本、米国、ドイツ、ロシア、フィンランド、デンマーク、メキシコ、オーストリア、韓国、ポーランド、カナダ、シンガポール、マレーシア、ポルトガル、スペイン、イギリス、スウェーデン、アイスランド、イスラエル、ハンガリー、エジプト

# 香港



人口：7,213,338（2018年7月推定）

言語：中国語（公用語）、英語（公用語）

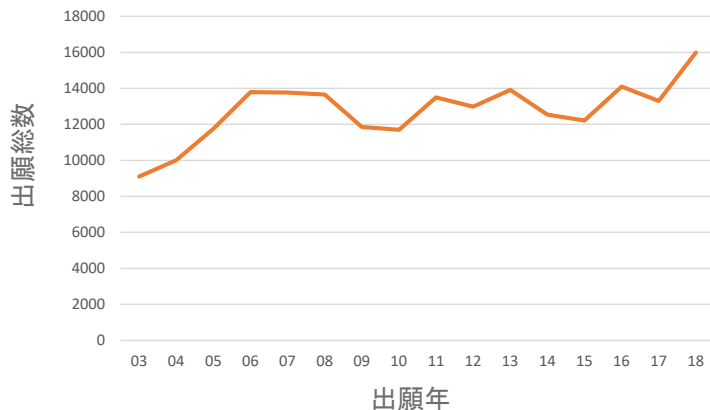
面積：1,108 km<sup>2</sup>

通貨：香港ドル（HKD）

法制度：英米法に基づく。中国本土とは別の、現地の法制に補完されている。

## 香港

### 出願統計



Source: WIPO Statistics Database, March 2019  
Intellectual Property Department (IDP) Hong Kong, March 2019

## 重要な事項

- > 香港での特許保護は中国本土とは別途取得する必要がある
- > 英国、欧州および中国の標準特許に基づく再登録制度、および直接出願を行う短期特許制度あり
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート（2017年/2018年）知的財産保護の項目にて世界第9位

## 権利行使

- > 英国の英米法に基づき、権利行使が可能
- > 香港を通過する中国の輸入品・輸出品に対する権利行使が可能
- > 侵害訴訟は稀で、知的財産専門の裁判所はない
- > 紛争は通常、裁判へ至る前に和解するか、中国本土で争われる。仲裁は知的財産紛争を解決するために有効な手段
- > 侵害に対する救済：差止、商品引き渡し命令、損害賠償、不当利得返還
- > 根拠のない脅しに基づく侵害手続きに対する法的救済あり
- > 香港特許の効力は中国本土には及ばないが、香港での権利侵害者に対して香港での仲裁の裁定や中国裁判所の判決を執行することができる

## 権利化手続き

- > 香港の短期特許出願は方式審査のみ
- > 短期特許出願の調査は中国国家知識産権局（SIPO）により行われる

## その他

- > 短期特許は登録前の実体審査はないが、特許の有効性は侵害手続きなどの登録後の手続きで確立させる必要がある
- > 特許製品の並行輸入は禁止
- > 特許リンケージなし
- > 短期特許は非常に短い期間で登録される(6~18ヶ月)
- > 標準特許の登録後の補正は通常、一定の条件下で可能
- > 2016年6月2日、特許法改正議案が可決された：
  - 実体審査を経た標準特許の取得が可能となる。正式な施行日は2019年以内と推定される
  - 実体審査は中国国家知識産権局（SIPO）に委託される
- > 存続期間の延長 - 不可



# インド

首都: ニューデリー

人口: 1, 296, 834, 042 (2018年7月推定)

言語: ヒンディー語および英語 (公用語)、指定された15の州公用語

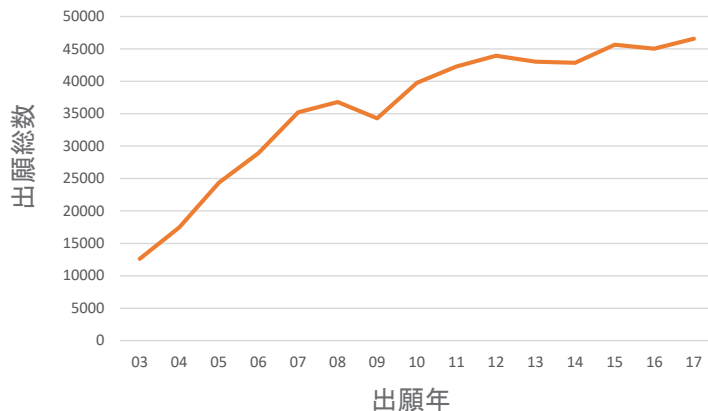
面積: 3, 287, 263 km<sup>2</sup>

通貨: インド・ルピー (INR)

法制度: 英米法

## インド

### 出願統計



Source: WIPO statistics database, March 2019

### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語またはヒンドゥー語で行われる。
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第45位

### 権利行使

- > 特許権行使のための専門裁判所なし。知的財産審判委員会 (IPAB) がインド特許庁 (IPO) による決定に対する審理を行うことができる。地方裁判所が第一審であり、高等裁判所が地方裁判所の決定を審理し、さらに最高裁判所へ上告することができる
- > 特許侵害訴訟にて裁判所が決定する救済には、差止および原告の選択により損害賠償または不当利得返還がある。裁判所はさらに侵害製品の差し押さえと破壊を命じることもできる
- > 侵害手続きには2~3年、特許の無効化手続きには1~2年かかる
- > 特許後、特許権者はその特許をインドで実施しているか否かを示さなければならない。インドで実施をしていない場合、第三者が強制ライセンスを請求することができる

### 権利化手続き

- > PCT出願のインドへの国内移行期限: 31ヶ月 (延長不可)
- > 特許出願が登録されるまでに3.5~5年かかる
- > 出願人はインド出願から6ヶ月以内かつ手続きの間中、インド以外の国で出願されている対応出願の詳細情報をインド特許庁に提供しなければならない(8条(1))。これを怠り、

法廷によりその詳細情報の無提出が故意でありかつ特許付与に不可欠であったとみなされた場合、本要件違反は無効事由となり得る

> 特許の保護対象から除外される事項は多い。特許不可な対象のリストは以下(3条)：

- 取るに足らない発明、または確立された自然法則に明らかに反するもの
- 公序良俗に反する発明
- 科学的原理の単なる発見、または抽象的理論の形成
- 既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって、当該物質の既知の効能、性質あるいは用途の向上につながらないもの、または既知の方法、機械、もしくは装置の用途に関する単なる発見
- 単なる混合で得られる物質
- 既知の装置の単なる配置、再配置、または複製
- 農業または園芸についての方法
- 人間または動物を対象とした内科的、外科的、治療的、予防的、診断的、療法的もしくはその他の処置方法
- 微生物以外の植物および動物の全部またはそれらの一部
- コンピュータープログラム技術の産業への適用以外のコンピュータプログラムそのもの
- 数学的方法、ビジネスメソッド、またはアルゴリズム
- 文学、演劇、音楽もしくは芸術作品、またはその他の審美的創作物
- 精神的な行為を行うための計画、規則もしくは方法、またはゲームをするための方法

- 集積回路の回路配置
- 古来の知識
- 情報の提示
- 原子力に関する発明、および国防を害する発明

> クレーム追加手数料は移行時に支払い可能、国際段階で公開された国際予備報告書に言及されたクレーム数に基づいて計算される。クレーム追加手数料はクレームを削除することにより減らすことが可能。しかし、クレームを削除すると、削除されたクレームの内容は当該出願から放棄されたとみなされる。つまり、削除された内容は出願の手続き遂行中あるいは分割出願で再導入することは不可

> 審査請求期限：最先の優先日から48ヶ月

> 最初の審査報告書の受領から出願内容を特許可能とするまでに6ヶ月の期限あり(3ヶ月の延長可)。出願内容を特許可能とするまでの6ヶ月の後に、しばしば出願人はインド特許庁により口頭審理へ召喚される。その時点で解消されていない拒絶理由は口頭審理で提起されるため、審理中に解消できる。口頭審理の日付は2回(一回につき1ヶ月)、延期可

> 最初の審査報告書ではしばしば、インド以外の国における対応出願に関する特許および許可されたクレームまたは最新の見解書および申請中のクレームの写しの提出を要求される。(8条(2))。これを怠ると無効理由となり得る

- > 更新手数料はインド特許付与時にはじめて支払い義務が生じる。過去の年金は特許付与時に支払われなければならない
- > インドへの国内移行出願のクレームを手続き中に補正する場合、国内移行時のクレームの請求範囲外の補正をすることができない。例えば、国内移行時のクレームが方法クレームのみの場合、国内移行後に製品クレームを加えることはできない。また別の例として、国内移行時に請求範囲がAの製品クレームを手続き中に請求範囲をA+とする製品クレームに補正した場合、その補正は国内移行時のクレームの範囲外とみなされ、拒絶される可能性がある

#### その他

- > 特許前・特許後の異議申立制度あり
- > 存続期間の延長- なし
- > 外国出願許可- 必要
- > 消滅した特許回復のための期間：18ヶ月

# インドネシア

首都: ジャカルタ

人口: 262, 787, 403 (2018年7月推定)

言語: インドネシア語 (公用語)、英語

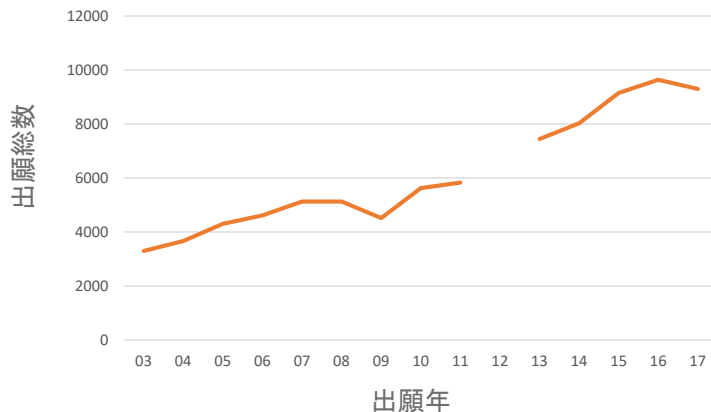
面積: 1, 904, 569 km<sup>2</sup>

通貨: ルピア (IDR)

法制度: 大陸法

## インドネシア

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての侵害訴訟と権利化手続きはインドネシア語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第46位

### 権利行使

- > 罰則 - 故意の特許侵害は懲役もしくは罰金、またはこれらの併科に処する刑事犯罪である。
- > 可能な救済は差止、および侵害行為が故意である場合、損害賠償の請求などを含む
- > 継続的な侵害行為を抑えるための仮差止を得ることが可能
- > 裁判外紛争処理は仲裁により可能
- > 以下の行為は (民事及び刑事共に) 特許侵害行為から除外される
  - インドネシアで特許を受けた医薬品であり、他国で合法的に流通している医薬品の特許権者の許可無く輸入すること
  - インドネシアで特許を受けた医薬品の特許保護が失効する5年前以降に、特許保護が失効した後にライセンス及びマーケティングする目的で製造すること

### 権利化手続き

- > PCT出願のインドネシアへの国内移行期限: 31ヶ月
- > 特許の保護対象- 人間または動物を対象とした治療方法、侮辱的な、道徳に反する、または反社会的な行動を助長する発明、科学的または数学的な理論もしくは方法、微生物以外の

全ての生物および植物もしくは動物の生産に不可欠な生物学的プロセス、発見（既知の製品の新規の用途及び又は既知の化合物の新規の形態であって、著しい効果をもたらさないもの、第二用途及び第二医薬用途）

- > 親出願が取り下げ、放棄、または特許になっていない場合のみ自発的な分割出願が可能
- > 実体審査－特許出願の実体審査期間は、審査請求から30ヶ月間。審査報告書が発行されると、出願人は3ヶ月以内に応答する（3ヶ月まで延長可能）

#### その他

- > 特許前及び特許後の異議申立制度あり
- > ASEAN特許審査協力 (ASPEC) 参加国
- > 強制ライセンス -特許付与から36ヶ月以内に、特許権者がインドネシアにおいて特許を実施していない、または部分的にしか実施していない場合、第三者による強制ライセンスの請求が可能
- > 日本とPPHあり

# マレーシア



首都: クアラルンプール

人口: 31,809,660 (2018年7月推定)

言語: マレーシア語 (公用語), 英語, 中国語, タミル語

面積: 329,847 km<sup>2</sup>

通貨: リンギット (MYR)

法制度: 英米法

## マレーシア

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての侵害訴訟と権利化手続きはマレーシア語または英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第26位

### 権利行使

- > 知的財産を専門的に扱う裁判所あり
- > 権利行使が可能であり、技術専門家の証言に大きく依存する
- > 侵害訴訟手続きが終了するまでの期間は比較的早く、手続開始から12~18ヶ月
- > 仲裁による裁判外紛争処理が可能
- > 侵害が発生しそうな行為を行う者に対して「切迫した侵害」の訴訟が可能
- > 侵害に対する救済-損失に基づく損害賠償または不当利得返還、差止、引き渡し命令、侵害商品の破壊
- > 非侵害宣言が可能
- > 侵害訴訟は侵害行為から5年以内のみ提起が可能

### 権利化手続き

- > PCT出願のマレーシアへの国内移行期限: 30ヶ月
- > 遅延国内移行の可否は登録官の采配により決まり、出願人は遅延が故意ではなかったことを証明する必要がある
- > 国内段階遅延移行が可能かどうかは登録官の采配により決まり、出願人は国内移行の遅延が故意ではなかったことを証明する必要がある

- > 特許の保護対象 - 以下を除く全ての対象：
    - 発見、科学理論および数学的方法
    - 植物もしくは動物の品種、または植物もしくは動物の生産に不可欠な生物学的プロセス。ただし、人工の微生物、微生物プロセスおよびその微生物プロセスによる生成物を除く。
    - ビジネス、純粋に精神的な行為またはゲームを行うための計画、規則または方法
    - 人間または動物、人間または動物の体を対象とした外科手術、治療法または診断の処置方法
    - 公序良俗または道徳に反するもの
    - 国家の利益または国防を害するもの
  - > 実体審査または修正実体審査の請求が可能。修正実体審査を請求する場合、オーストラリア、日本、韓国、英国、米国または欧州特許庁の対応特許に依拠することができるが、マレーシア法を順守していることが必要。
  - > 次の条件を満たしていれば優先審査が可能：国家／公衆の利益につながる、継続中のあるいは発生しうる侵害手続きがある、出願人が既に発明を商業化しているあるいは2年以内にしようとしている、グリーンテクノロジーに関する発明、または政府または認識されている団体から基金／給付金を得るための条件を満たす必要がある
  - > 「追加事項」に関する制限は英国および欧州特許庁と同等に厳格
  - > ダブルパテントは特許付与の拒絶理由となり得る
  - > 自発的な分割出願が可能
  - > 分割出願を更に分割することも可能
  - > 出願人による発明の先行開示、または出願人の権利の不正利用があった場合、12ヶ月のグレースピリオドが与えられる
  - > 未払いの年金を支払うためのグレースピリオド（6ヶ月）有り
  - > 失効した特許の回復を申請するための期限は特許失効の公告から2年。特許権者は年金の未払いが事故、誤りまたはその他予測できない状況によるものであったことを証明する必要がある
  - > マレーシアには総括委任状に対する規定がないため、個別委任状（Patents Form no. 17）が出願毎に必要
  - > 実用新案特許制度あり。実用新案は：
    - 進歩性は不要；
    - 1つのクレームのみ；
    - 出願日から10年間有効、加えて2回まで5年間の延長が可能
- その他
- > 特許前・特許後の異議申立なし；特許後の無効化手続きあり
  - > 存続期間の延長 - 不可
  - > 並行輸入 - 可能
  - > 外国出願許可 - 必要
  - > 医薬品データ独占法 - データの独占（新規の化学物質を含む医薬品について5年間；登録済医薬品の二次適用について3年間）
  - > 特許リンケージなし
  - > 日本、中国、ヨーロッパとのPPHあり
  - > ASEAN特許審査協力 (ASPEC) 参加国

# モンゴル



首都: ウランバートル

人口: 3,103,428 (2018年7月推定)

言語: モンゴル語

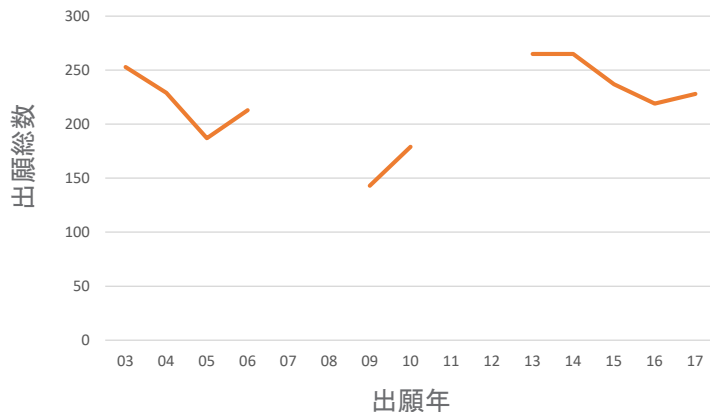
面積: 1,564,116 km<sup>2</sup>

通貨: トゥグルグ (MNT)

法制度: ソビエトおよびローマ・ゲルマン法の影響を受けた大陸法

## モンゴル

### 出願統計



### 重要な事項

- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第122位

### 権利行使

- > 権利行使は困難
- > 裁判外紛争処理の手段として仲裁があるが、仲裁手続きに関与する当事者に秘密保持の義務がないことから、企業秘密が漏れるおそれがある
- > 特許法の違反には、行政制裁が科される。これには違反者の月給の6倍以内の罰金および7~14日間の逮捕が含まれる
- > 裁判所は特許権侵害に対して損害賠償を命じることができる

### 権利化手続き

- > PCT出願のモンゴルへの国内移行期限: 31ヶ月
- > 特許の保護対象- 以下を除くすべてが特許の保護対象:
  - 発見、科学的理論または数学的方法;
  - コンピュータプログラムやアルゴリズム;
  - 精神的な行為、ゲームまたはビジネスを行うための計画、規則または方法;
  - 公序良俗もしくは道徳に反するものまたは環境もしくは人間の健康を害するもの;
  - 人間または動物の体を対象とした診断または治療の処置方法;
  - 微生物以外の植物または動物、および植物または動物の生産に必要な生物学的プロセス



- > 人間の食品供給または衛生に関わる特許は一般公衆を害さないことを示す証明書を要する

#### その他

- > 特許後の異議申立が可能
- > 全ての特許実施権はモンゴル特許庁に登録されなければならない
- > 特許権者は、自身が有する特許の利用に関心がある者へのライセンスの許可を、モンゴル特許庁に要求することができる

# ネパール



首都: カトマンズ

人口: 29,717,587 (2018年7月推定)

言語: ネパール語

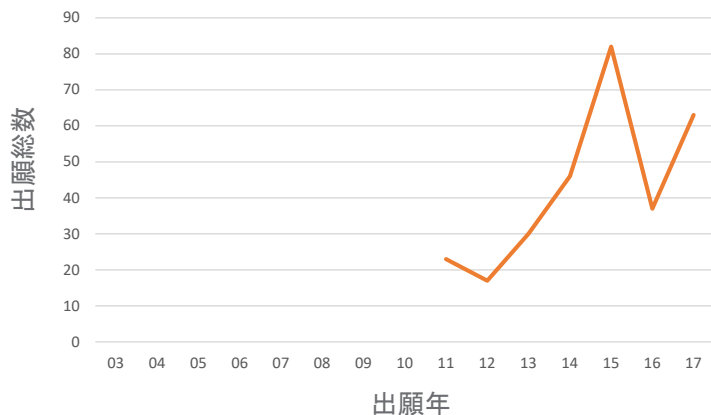
面積: 147,181km<sup>2</sup>

通貨: ネパール・ルピー (NPR)

法制度: 英米法およびヒンドゥー教の法概念

## ネパール

### 出願統計



### 重要な事項

- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第101位

### 権利化手続き

- > 特許は、いかなる物質あるいは物質の組み合わせにおいて新規の製造方法、操作あるいは使用に関する有用な発明について得ることができる。新規の理論あるいは式に基づいてつくられた有用な発明についても得ることができる
- > 出願人は、出願時に自身の詳細と共に住居の地図と絵を提出しなければならない
- > 審査: 特許庁は、その発明が新規性を有し、かつ一般公衆に有用であるかを審査する
- > 公開: 全ての登録された特許は、国家の利益のため秘密にされるものを除き、公報に公開される。利害関係者は、公開された公報の明細書、図面およびスケッチを閲覧するか、その写しを取ることができ、規定された手数料を支払うことによりそれらの特許書類の写しを取得することができる
- > 異議申立: 特許に対する異議申立は、特許が閲覧された日、またはその写しを取得された日から35日以内に特許庁に提出することができる
- > 存続期間: 登録日から7年
- > 更新期間: 7年間ずつ、2回の更新が可能、すなわち特許権者は21年間の排他的独占権を得ることが可能

- > 更新出願：権利満了日から35日以内
- > 更新についての猶予期間：更新期限満了日から6ヶ月以内

#### その他

- > パリ条約：パリ条約加盟国。優先権主張には証明書付の先の出願が必要

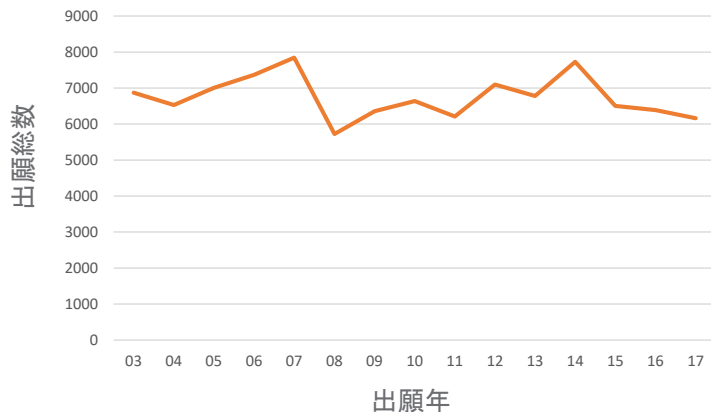
# ニュージーランド



首都: ウェリントン  
人口: 4,545,627 (2018年7月推定)  
言語: 英語、マオリ語  
面積: 268,838 km<sup>2</sup>  
通貨: ニュージーランド・ドル (NZD)  
法制度: 英米法

## ニュージーランド

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての裁判手続きおよび権利化手続きは英語またはマオリ語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第5位

### 権利行使

- > 権利行使の実現性あり
- > 仲裁、調停または和解による裁判外紛争処理が可能
- > 侵害に対する救済 - 損害賠償、不当利得返還、差止
- > 善意の侵害者による抗弁
- > 根拠のない脅しに対する救済が可能

### 権利化手続き

- > PCT出願のニュージーランドへの移行期限: 31ヶ月
- > 特許の保護対象 - 人間の診断、治療及び外科的処置方法、コンピュータプログラムを除くすべてのもの
- > 自発的分割出願が可能、親出願が許可される前に出願すること
- > 新たな特許法が2014年9月13日より施行され、この日以降に出願されたすべての標準出願に適用される
  - 進歩性の審査は新規性および単一性とともに行われる
  - 特許査定までの期限は最初の審査報告書から12ヶ月以内 (延長不可)
  - 審査請求は特許庁から指示を受けてから2ヶ月以内、または出願日から5年以内に行う必要がある

- 補正は（新規事項の追加がなく請求項が明細書にサポートされている限り）許可後も含めていつでも可能
  - 分割出願には親出願と同じ法律が適用される
  - 新法に基づく分割出願は一連の出願のうち最も早い出願の出願日から5年以内に行われなければならない
- > 国内段階移行についても、パリ優先権主張時も、期限の延長が可能
- > ダブルパテントは厳しく禁じられている

#### その他

- > 特許前異議申立および特許後の取消がニュージーランド知的財産庁（IPONZ）において可能
- > 存続期間の延長 - 不可
- > バイオ後続品の承認 - 可能
- > 並行輸入 - 一定条件下、医薬品を除いて可能
- > 外国出願許可 - 新法の下では不要
- > 医薬品データ独占法 -5年間のデータ独占
- > 更新手数料は特許後にのみ発生
- > 「善良で実質的な理由」での請求と請求をサポートする証拠の提出により早期審査が可能
- > グローバルPPH参加国

# パキスタン



首都: イスラマバード

人口: 207,862,518 (2018年7月推定)

言語: 英語 (公用語)、ウルドゥー語

面積: 796,095 km<sup>2</sup>

通貨: パキスタン・ルピー (PKR)

法制度: 英米法およびイスラム聖法

## パキスタン

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第97位

### 権利行使

- > 裁判所にて有効に行使可能
- > 手続きにおいて裁判所が独立した技術専門家を指名することが可能
- > 紛争は裁判外紛争手続きで解決可能
- > 侵害に対する救済 - 差止、損害賠償、不当利得返還
- > 善意の侵害者による抗弁
- > 根拠のない脅しに対する救済が可能

### 権利化手続き

- > 特許の保護対象-以下を除く新規性があり有用な製品または製法:
  - 発見、科学的理論または数学的方法
  - 文学、演劇、音楽または芸術的作品
  - 精神的な行為、ゲームまたはビジネスを行うための計画、規則または方法
  - 情報の提示
  - 自然界に存在する物質または自然界から単離可能な物質
  - 公序良俗または道徳を守るための発明の商業的利用の防止。これには人間、動物、植物の生命あるいは健康の保護、または環境への深刻な損害の回避なども含まれる

- 植物または動物、および植物または動物の生産に必要な生物学的プロセス、人間または動物の体を対象とした診断、治療法または外科手術の処置方法
  - 人間または動物の処置のための診断方法、治療方法、または外科的方法
  - 既知の製品または方法の新規または後続的な使用
  - 化学式または製法が同一で特許性の要件を満たさない化学製品の単なる物理的外観の変更
- > クレームの補正は、手続きおよび実体審査の間中、認められる
- > 補正における「追加事項」の制限は厳格
- > 実体審査報告への応答期限なし
- > 特許査定前はいつでも自発的な分割出願が可能

#### その他

- > PCT未加盟国
- > 異議申立の期間は特許査定から4ヶ月以内
- > 優先権を伴わない出願について、暫定的な明細書を提出可能。完全な明細書は暫定出願から2ヶ月以内に提出しなければならない
- > 発明の改善または改良に関して追加特許が可能
- > 公衆の利益、反競争的行為、合理的なライセンス許諾が拒否された場合、または特許が適切に利用されていない場合、強制ライセンスが適用される場合あり

# パプアニューギニア

首都: ポートモレスビー

人口: 7,027,332 (2018年7月推定)

言語: 英語、トク・ピシン (ピジン語)、ヒリモツ語 (公用語)

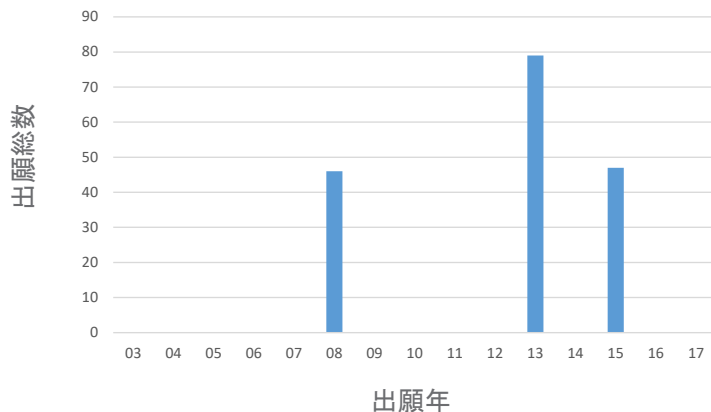
面積: 462,840 km<sup>2</sup>

通貨: キナ (PGK)

法制度: 英米法 (1975年9月16日の独立以降); 慣習法

## パプアニューギニア

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 比較的新しく、発達途上の特許システム

### 権利行使

- > 侵害に対する救済 - 損害賠償、不当利得返還、差止

### 権利化手続き

- > パプアニューギニアは直接出願及びPCT国内段階移行を介した出願を受け入れている
- > PCT出願のパプアニューギニアへの移行期限: 31ヶ月
- > 以下のものは特許性を有さない:
  - 発見、科学的理論、数学的方法;
  - 計画、規則、事業の方法;
  - 純粋な精神的活動;
  - ゲーム行為;
  - 人間または動物を対象とした診断、治療法、および外科手術の処置方法。しかしこれらの方法に使用される製品を除く
  - 公共の利益または道徳に反する商業的利用; 深刻に環境を破壊する発明
- > 特許された優先出願、国際段階での調査/審査、外国特許 (例えば、米国、欧州特許庁、オーストラリア、ニュージーランド、カナダまたは英国); 実体審査請求 (オーストラリア特許庁に審査されたパプアニューギニア特許法に適用) を利用することができる



- > 補正は手数料納付を添えて、許可前いつでも可能
- > 自発的な分割出願が可能

#### その他

- > 特許前異議申立制度有り
- > 存続期間の延長 - 不可
- > 並行輸入 - 可能
- > 外国出願許可 - 不要
- > 医薬品データ独占法 - なし

# フィリピン

首都: マニラ

人口: 105,893,381 (2018年7月推定)

言語: タガログ語、英語

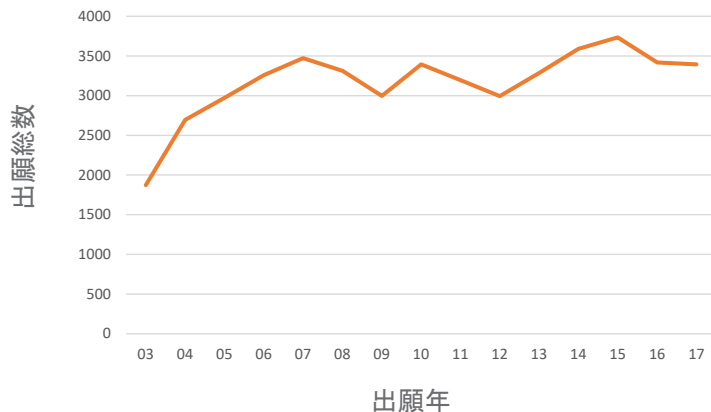
面積: 300,000 km<sup>2</sup>

通貨: フィリピン・ペソ (PHP)

法制度: 大陸法、英米法、イスラム法、慣習法が混ざった法制度

## フィリピン

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第71位
- > 2014年に米国通商代表部 (USTR) の301条特別監視リストから除かれた。このリストは知的財産権を適切かつ効果的に保護していない国を明らかにするもので、フィリピンはこのリストに1994年より掲載されていた

### 権利行使

- > 侵害に対する救済 - 不当利得返還、引き渡し命令、差止
- > 民事裁判所または知的財産法廷での権利行使
- > 裁判外紛争解決は調停により可能
- > 侵害訴訟提起には4年の期間制限がある

### 権利化手続き

- > PCT出願のフィリピンへの国内移行期限: 30ヶ月
- > 特許の保護対象- 次のもの以外の全ての対象が特許可能: 科学的発見、科学の理論及び数学の方法; 医薬品の場合、既知物質の新たな形態もしくは性質であり、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性能もしくは新たな用途の発見にすぎないもの、または既知方法の使用にすぎないもの; 塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物、純物質、粒度、異性体、異性体混合物、複合体、混合、およびその他の誘導体は、効力の点で顕著な相違を有しない限り、同じ物質であるものとする; 精神的な行為、ゲームまたはビジネスを行うための数学

的な方法、計画、規則および方法ならびにコンピュータ・プログラム；人間または動物の体を対象とした外科手術、治療法または診断の処置方法；植物または動物の品種ならびに植物または動物の生産に不可欠な生物学的プロセス；美的創作物；公序良俗に反するもの

- > 自発的な分割出願が可能
- > 特許後の補正が可能
- > 第三者による情報提供は、公報発行から6月以内または審査請求前に行わなければならない

## その他

- > 特許と実用新案の両方で保護を受けることが可能
- > 特許権の存続期間 - 出願日から20年；実用新案権- 出願日から7年
- > 特許前・特許後の異議申立制度なし
- > 存続期間の延長- 不可
- > 外国出願許可についての規定はない
- > 食品医薬局 (BFAD) への登録にかかった期間および製品によって通常2~5年間のデータ独占が可能
- > 非侵害の宣言は不可
- > 米国、日本、韓国およびヨーロッパとのPPHあり
- > ASEAN特許審査協力 (ASPEC) 参加国
- > 特許リンケージ制度が2006年に廃止されたため、フィリピン食品医薬局 (FDAP) は特許の存在を確認しなくても、製品の登録を許可できるようになった

- > 強制ライセンスは一定条件下で許可される。これには妥当な価格の医薬品の入手を可能とするための特別強制ライセンスや、海外での深刻な健康問題に対処するための医薬品の製造および輸出が含まれる
- > 国際消尽を採用 - 医薬品の並行輸入はその医薬品が特許権者または許可された者によってフィリピンまたはその他の国に持ち込まれる場合に限り認められる

# シンガポール

人口: 5,995,991 (2018年7月推定)

言語: 英語 (公用語)、中国語、マレー語、タミル語

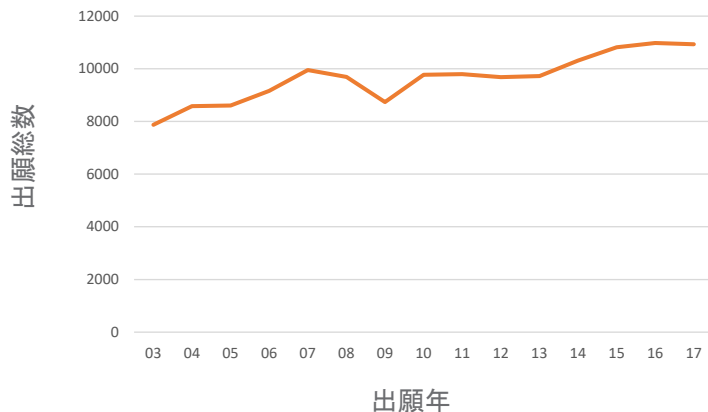
面積: 719.2 km<sup>2</sup>

通貨: シンガポールドル (SGD)

法制度: 英米法

## シンガポール

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第4位、アジアで首位

### 権利行使

- > 法的拘束力あり、技術専門家の証言に大きく依存する
- > 侵害訴訟手続きは迅速 - 判決は通常手続開始から12ヶ月以内には下る
- > 裁判外紛争処理は仲裁により可能
- > 侵害に対する救済 - 損失に基づく損害賠償、不当利得返還、差止、商品の引き渡し命令
- > 善意の侵害者による抗弁
- > 根拠のない脅しに対する救済が可能

### 権利化手続き

- > PCT出願のシンガポールへの国内移行期限: 30ヶ月
- > 特許の保護対象 - 人間または動物の体を対象に行われる外科手術、治療法または診断の処置方法、あるいは侮辱的、道徳に反する、または反社会的な行動を助長する発明以外の全ては特許可能
- > 2014年2月14日、「積極的審査」システムを取り入れた新特許法が施行された:
  - 現地調査および審査または補充審査を請求することにより特許が得られる
  - 審査の過程で拒絶理由が解消されない場合、別の審査官による再審理の請求が可能

- 旧法における「ファスト・トラック制度」および「スロー・トラック制度」ならびに特許付与後の調査および審査システムが廃止された
  - 法的に正当な権利として国内移行期限を18ヶ月延長できるなどの寛大な期限延長制度あり
  - 補正は審査請求前および見解書に対する応答時にのみ認められる
- > 補正における「追加事項」は英国や欧州特許庁と同等に厳格
  - > ダブルパテントは無効事由となり得る
  - > 自発的な分割出願が可能

#### その他

- > 特許前・特許後の異議申立手続きなし
- > 存続期間の延長 - 可能
- > 並行輸入 - 特定の条件下における医薬品以外で可能
- > 外国出願許可 - 違反は刑事罰の対象となる
- > 医薬品データ独占法 - 5年間のデータと市場の独占
- > 特許リンケージあり
- > 中国、メキシコ及び欧州とPPHあり
- > グローバルPPH参加国
- > ASEAN特許審査協力 (ASPEC) 参加国

# 大韓民国



首都: ソウル

人口: 51,418,097 (2018年7月推定)

言語: 韓国語

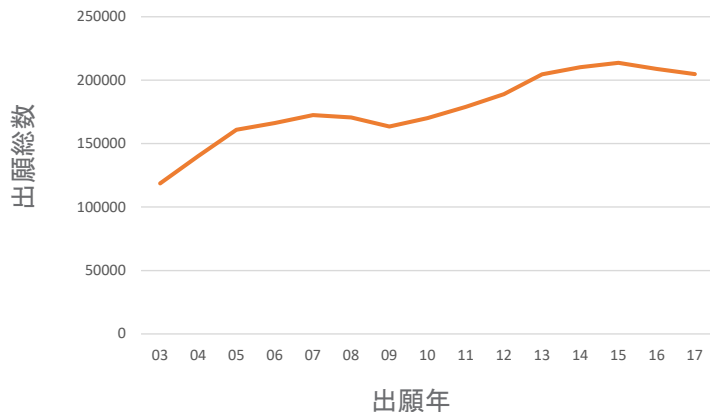
面積: 99,720 km<sup>2</sup>

通貨: ウォン (KRW)

法制度: 大陸法

## 大韓民国

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての裁判手続きおよび権利化手続きは韓国語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート（2017年/2018年）知的財産保護の項目にて世界第54位

### 権利行使

- > 可能な救済 - 金銭的損害賠償または履行、みなし救済または宣言的救済（例えば侵害宣言の求め）。懲罰的損害賠償は不可
- > 可能な抗弁 - 無効あるいは非侵害の宣言の請求
- > 知的財産権のための紛争委員会にて裁判外紛争処理が可能

### 権利化手続き

- > PCT出願の大韓民国への国内移行期限: 31ヶ月
- > 特許の保護対象 - 人間の体を対象とした外科手術、治療法または診断の処置方法、社会的秩序または倫理に反する発明、ならびに公衆の健康を害するような発明。ただし動物の体を対象とした治療法などは特許可能。
- > 同一タイプのダブルパテントは認められない、例えば2つのクレームの発明の範囲が同一または物質が同一の場合、最初に出願された発明のみが特許可能。自明性タイプのダブルパテントは、最初の出願が公開される前であり、かつ発明者が同一または出願人が同一の場合のみ特許可能。
- > 自発的な分割出願が可能
- > 実用新案特許出願を標準特許出願に変更することが可能

- > 「第4次産業革命」に関する出願に対して早期審査あり。この早期審査は人工知能、モノのインターネット、3Dプリンティング、自動運転車、認知ロボット、ビッグデータそしてクラウドコンピューティングを含む7つの基盤技術分野の発明に対して利用可能。早期審査により現在16.4ヶ月である出願の係属期間が5.7ヶ月まで短縮されると予想されている

#### その他

- > 実用新案制度あり
- > メキシコ、フィリピン、台湾、ベトナムおよびIP5とのPPHあり
- > 韓国でなされた発明であっても外国出願許可は不要、ただし発明が国防に関するものを除く
- > 存続期間の延長 - 製薬、農薬にかかる製品についてのみ申請可能、公用語での試験要件あり
- > 2014年7月1日からコンピューター内で実行されるコンピュータプログラムも特許可能となった
- > 2015年1月1日から優先権出願は英語で、あるいは請求項を含まなくても（例：研究ノートや論文として）出願可となった
- > メキシコ、フィリピン、台湾、ベトナムおよびIP5とのPPHあり
- > グローバルPPH参加国

# スリランカ



首都: スリジャヤワルダナプラコッテ

商業的都市: コロンボ

人口: 22,576,592 (2018年7月推定)

言語: シンハラ語、タミル語、英語

面積: 65,610 km<sup>2</sup>

通貨: スリランカ・ルピー (LKR)

法制度: 英米法、ローマ・オランダ法、  
ジャフナタミール慣習法そしてシャリーア法を含む混合  
法律制度

## スリランカ

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての訴訟・権利化手続きは英語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第66位

### 権利行使

- > 侵害に対する救済 - 差止、損害賠償、不当利得返還、裁判所が公正で正当であると認める救済

### 権利化手続き

- > PCT出願のスリランカへの国内移行期限: 30ヶ月
- > 特許の保護対象 - 以下のものは特許性を有しない:
  - 発見、科学的理論、数学的方法;
  - 植物、動物および遺伝子組換え微生物以外の微生物、ならびに非生物学的および微生物学的プロセス以外の、植物または動物の生産のための生物学的プロセス;
  - ビジネス、純粋に精神的な行為またはゲームを行うための計画、規則または方法;
  - 人間または動物の体を対象とした手術、治療法または診断の処置方法 (ただし、このような方法に基づいて使用される製品は特許を得ることができる);
  - 核兵器において特別な核物質の利用または核エネルギーを利用する上で有用な発明;
  - スリランカにおける公序良俗または道徳を守るための発明の商業的利用の防止。これには人間、動物、植物の生命あるいは健康の保護、または環境への深刻な損害の回避なども含まれる。



- > 自発的な分割出願が可能

#### その他

- > 特許前・特許後の異議申立手続きなし
- > 存続期間の延長：不可
- > 並行輸入 - 一定の条件下で可能

# 台湾（中華民国）



首都: 台北

人口: 23,545,963 (2018年7月推定)

言語: 標準中国語 (北京語)

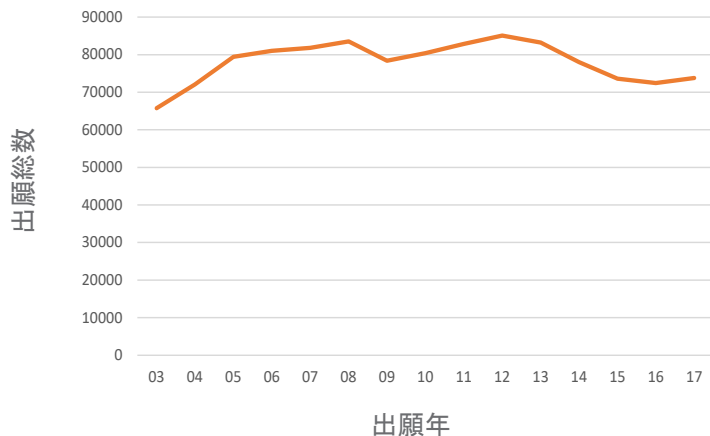
面積: 35,980 km<sup>2</sup>

通貨: ニュー台湾ドル (NT\$) (TWD)

法制度: 大陸法

## 台湾（中華民国）

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての裁判手続きおよび権利化手続きは標準中国語（正体字）で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート（2017年/2018年）知的財産保護の項目にて世界第27位

### 権利行使

- > 特許訴訟は2008年に設立された知的財産裁判所にて扱われる
- > 技術的事項について裁判官の補佐として技術審査官を指名できる
- > 紛争の当事者は、侵害または非侵害の見解発行するため専門家を指名することができる
- > 証人の証言は大きく依存される
- > 侵害手続きは刑事責任に問われるものではなく、民事紛争として扱われる
- > (特許出願日前の) 先行使用は、特許侵害への抗弁となる

### 権利化手続き

- > 特許の保護対象- 動物または植物および動物または植物の生産のための生物学的プロセス、人間または動物の体を対象とした診断、治療法または外科手術の処置方法、ならびに公序良俗を害する発明を除くすべての特許性のあるものが特許可能
- > 台湾における実体審査が必要
- > 自発補正は、原出願にて開示された範囲を超える事項を含めてはならない

- > ダブルパテントは特許付与の拒絶理由となり得る
- > 自発的な分割出願が可能

#### その他

- > PCT未加盟国
- > 台湾特許庁に認められたWTO加盟国における先行出願に基づき優先権の主張が可能
- > 出願人による出願前の開示に対して、新規性において12ヶ月のグレースピリオドが認められる。このグレースピリオドは出願人の承諾を得て出願された特許出願による開示には適用されない。
- > 発明は特許または実用新案で保護されうるが、両方は不可
- > 存続期間の延長- 医薬品等の許可取得のため特許権の実施が遅延された場合は可能
- > 特許前・特許後の異議申立手続きは現在なし
- > 並行輸入は認められる
- > 医薬品データ独占法- 5年間のデータと市場の独占
- > 特許リンケージは現在認められない

# タイ王国

首都: バンコク

人口: 68,615,858 (2018年7月推定)

言語: タイ語(公用語)、英語

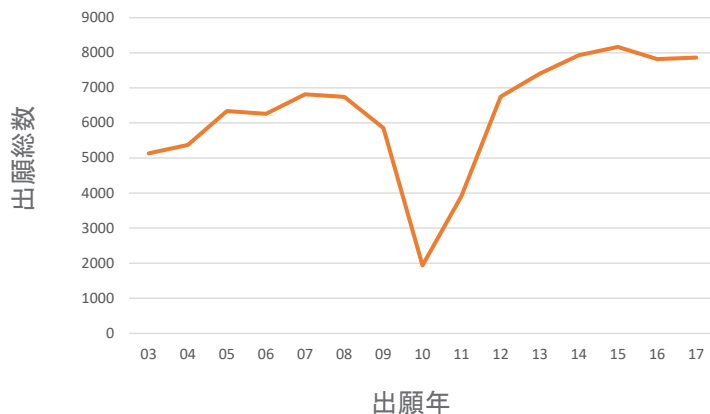
面積: 513,120 km<sup>2</sup>

通貨: バーツ (THB)

法制度: 英米法の影響を受けた大陸法

## タイ王国

### 出願統計



### 重要な事項

- > 全ての裁判手続きおよび権利化手続きはタイ語で行われる
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート(2017年/2018年)知的財産保護の項目にて世界第106位

### 侵害訴訟

- > 特許侵害訴訟の枠組みは存在するが、裁判所で争われた件数が少ないため、他の法域に比べて引用できる判例が少ない。裁判所は外国法を参照し、タイ法と矛盾しない範囲で適用する場合あり
- > 2名の職業裁判官と1名の陪席裁判官からなり、知的財産案件に対する判決を専門的に行う裁判所が存在する(中央知的財産・国際取引裁判所)。陪席裁判官は知的財産または技術分野の専門家であり、技術面において職業裁判官の補佐をする。
- > 2016年に特別控訴裁判所を導入。中央知的財産及び国際貿易裁判所からの控訴案件を扱う。
- > 侵害訴訟手続きにかかる期間は、中央裁判所で18~24ヶ月、最高裁判所で24~30ヶ月である
- > 仮差止は可能。ただし認められることはまれ
- > 特許侵害は刑事犯罪であり、2年以下の懲役もしくは40万バーツ以下の罰金またはこれらの併科に処せられる
- > 侵害に対する救済 - 逸失利益や権利行使にかかる費用などの損害の範囲に応じた損害賠償、差止、引き渡し命令
- > 懲罰的な損害賠償は認められない
- > クレーム解釈の際、均等論が適用される

- > 特許無効の主張は抗弁に有効であり、別途無効手続きの申請が可能
- > 侵害訴訟の代わりとして、調停センターにて交渉が可能。タイにおける知的財産紛争を仲裁する政府系機関は、知的財産省と知的財産特別裁判所である。ビジネスまたは知的財産のバックグラウンドを有する調停人によって調停される

#### 権利化手続き

- > PCT出願のタイへの国内移行期限：30ヶ月
- > 特許不可な対象 - (1) 自然に発生する微生物およびそれらの構成要素、(2) 動物または植物、および動物または植物からの抽出物、(3) 科学的または数学的規則または理論、(4) コンピュータプログラム、(5) 人間または動物を対象とした診断、治療法、治癒の処置方法、(6) 公序良俗、道徳、健康または公益に反する発明
- > タイでの出願日より18ヶ月前以内に出願された外国出願は、公開または特許付与に至っていないことを条件に、新規性において問題とならない
- > 公開後の異議申立 - 可能
- > 公開日から5年以内に審査請求。発達した特許審査システムを有する国における対応出願の審査結果や特許取得の事実を提供することで審査が迅速化される
- > 公開前、または長官の指示により自発補正が可能。ただし、発明の範囲を拡大してはならない
- > 分割出願は、審査官により一つ以上の発明があるとみなされた場合に可能

#### その他

- > 年金を毎年支払う代わりに事前に一括払いで全ての年金を支払うことが可能。、年金額がその後改正された場合、または特許が譲渡もしくは取り消される場合、特許権者は、年金増加額を支払う義務はないが、既に支払われた年金の払い戻しを受けることはできない
- > 実施要件 - 特許はタイにおいて特許付与から3年間または出願日から4年間のいずれか遅い方が満了する前までに十分に実施されていないなければならない
- > 存続期間の延長 - 不可
- > 強制ライセンス - 可能。しかし当事者が和解しライセンスを決めることが多いため実施されることはまれ
- > 発明者はタイ特許に基づいて報酬を受ける権利あり
- > 並行輸入 - 医薬品以外において認められる
- > 外国出願許可 - 不要
- > 医薬品データ独占法-データの独占は得られないが、企業秘密法の下、限定されたデータ保護が得られる
- > 独占販売権 - 製薬会社には2年から4年間の安全監視期間が提供され、この期間中は製品を政府および私立病院にのみ販売することができる。この期間中にジェネリック医薬品の販売は開始できない。
- > 特許リンケージ - なし
- > 日本とPPHあり
- > ASEAN特許審査協力 (ASPEC) 参加国

# ベトナム



首都: ハノイ

人口: 97,040,334 (2018年7月推定)

言語: ベトナム語 (公用語)、英語

面積: 331,210 km<sup>2</sup>

通貨: ベトナムドン (VND)

法制度: 大陸法



## 重要な事項

- > 全ての裁判手続きおよび権利化手続きはベトナム語で行われる
- > 電化製品から医薬品まで、中流階級および消費者の需要を備えた比較的大きな市場
- > 多くの多国籍企業の生産拠点
- > 世界経済フォーラムの国際競争力レポート (2017年/2018年) 知的財産保護の項目にて世界第99位

## 権利行使

- > 行政措置、民事措置共に権利行使の実現性あり
- > 侵害行為を止めさせることが目的の場合、行政措置の方が比較的迅速で費用効果が高いことから、適用される傾向にある。追加の制裁や救済も利用可能
- > 侵害訴訟件数は非常に少ない - 裁判所や裁判官は、特許侵害訴訟の経験ほとんどない。侵害に対する救済には差止、損害賠償 (実際の損失に基づく)、公の謝罪または訂正、侵害商品・品物の破壊を含む
- > 仮差止が可能
- > 調停または仲裁による裁判外紛争処理が可能

## 権利化手続き

- > PCT出願のベトナムへの国内移行期限: 31ヶ月 (さらに6ヶ月延長可能)

- > 特許不可な対象：
    - 発見、科学的理論、数学的方法
    - 精神的な行為、飼育動物の訓練、ゲームまたはビジネスを行うための計画、規則または方法
    - コンピュータプログラム
    - 情報の提示
    - 審美的特徴のみの解決
    - 植物品種、動物品種
    - 微生物学的プロセス以外の植物または動物の生産のための本質的に生物学的なプロセス
    - 人間または動物を対象とした疾病予防、診断および治療法の処置方法
    - 社会の利益、公の秩序、または国防およびセキュリティを害する発明(賭博に関する発明を含む)
  - > 発達した特許制度を有する国が許可した対応出願のクレームと一致させるようにクレームを補正することで、審査は迅速化される
  - > 自発的な分割出願が可能；しかしながら分割出願は親出願と異なる保護対称に限る。分割出願の更なる分割出願は不可
- > 外国出願許可 - なし。ベトナムで生まれた発明はまずベトナムで特許出願しなければならない。これを怠るとベトナムにおける特許権を失う。
  - > 医薬品データ独占法- 5年間のデータ独占
  - > 日本と韓国とのPPHあり
  - > ASEAN特許審査協力 (ASPEC) 参加国
  - > 2019年1月14日より総合的な新規性に対する12ヶ月のグレースピリオドの導入

#### その他

- > 異議申立および無効化の手続き有り
- > 存続期間の延長制度 - なし
- > 並行輸入は認められる

# AUSTRALIA

---

Brisbane

T: +61 7 3011 2200

E: [mail.au@spruson.com](mailto:mail.au@spruson.com)

Gold Coast

T: +61 7 5588 3000

E: [mail.au@spruson.com](mailto:mail.au@spruson.com)

Melbourne

T: +61 3 8637 7131

E: [mail.au@spruson.com](mailto:mail.au@spruson.com)

Sydney

T: +61 2 9393 0100

E: [mail.au@spruson.com](mailto:mail.au@spruson.com)

# CHINA

---

Beijing

T: +86 10 8225 5655

E: [mail.hk@spruson.com](mailto:mail.hk@spruson.com)

Hong Kong

T: +852 2161 9999

E: [mail.hk@spruson.com](mailto:mail.hk@spruson.com)

# INDONESIA

---

Jakarta

T: +62 21 252 3853

E: [mail.asia@spruson.com](mailto:mail.asia@spruson.com)

# MALAYSIA

---

Kuala Lumpur

T: +60 3 2283 1668

E: [mail.asia@spruson.com](mailto:mail.asia@spruson.com)

# SINGAPORE

---

Singapore

T: +65 6333 7200

E: [mail.asia@spruson.com](mailto:mail.asia@spruson.com)

# THAILAND

---

Bangkok

T: +66 2 256 9164

E: [mail.asia@spruson.com](mailto:mail.asia@spruson.com)

© 2020 SPRUSON & FERGUSON スプルーソン&ファーガソン各社はIPH社グループのメンバーであり、2018年トランス・タスマン特許および商標法定代理人の行動規範における「系列会社」となります（詳細については<https://www.spruson.com/about/ownership-group/>をご参照ください）。

## 免責事項

本文書に含まれる情報は、一般的な情報目的および教育目的に限り提供されるもので、法的アドバイスや専門的アドバイスを構成するものではありません。スプルーソン&ファーガソンは、情報掲載の際、その情報が最新のものであり間違いが含まれていないことを全力で確認していますが、本文書に含まれる情報の正確性や最新性についての保証は致しません。この文書の内容は、どの題材についても、法律文を解説するものではありません。どのような手続きを行う場合でも、事前に専門家の助言を求めるようにしてください。また、本文書の情報は、伝達されて利用されることを想定したものではありません。伝達情報を受け取ったとしても、スプルーソン&ファーガソンと情報受領者の間に法定代理人と顧客の関係が結ばれるものではありません。